

## 第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

県全体及び設定した10区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策を定めます。

教育・保育の量の見込みは、就学前児童がいる保護者に対し、市町村が実施したアンケート調査の結果をもとに算出した「市町村子ども・子育て支援事業計画」における数値を区分ごとに集計した数値とします。

ただし、2号認定子どものうちの教育利用希望の子どもは、幼稚園を利用することもできるため、満3歳以上の子どもについては、1号認定と2号認定を合算して量の見込みと確保方策を定める必要があります。

なお、本県においては、集計した際に区域ごとに不足分が明確になるよう、市町村域で充足している場合は、項目ごと、量の見込みと提供体制の確保方策を同数値として合計します。

また、量の見込みに対する確保方策の不足分については、国の「待機児童解消加速化プラン」の目標年次である平成29年度末を目途に解消できるよう、市町村の取り組みを支援します。

### <用語の解説>

用語	解説
量の見込み	就学前の子どものうち、教育・保育を必要もしくは希望する子どもの数 ※市町村が実施したニーズ調査等により算出された施設等の利用希望(潜在的ニーズ含む)。
確保方策	教育・保育を提供する幼稚園・保育所・認定こども園等の提供体制数 ※市町村ごと、区分ごとに、確保方策が量の見込みを充足している場合は、双方を同数とする。
1号認定	教育標準時間認定 ※「教育」を希望する満3歳以上の子ども(2号認定を除く) 利用できる施設・・・幼稚園、認定こども園
2号認定	保育認定(満3歳以上) ※保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳以上の子ども 利用できる施設・・・保育所、認定こども園
3号認定	保育認定(満3歳未満) ※保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳未満の子ども 利用できる施設・・・保育所、認定こども園
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園、認定こども園、保育所
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園

用語		解説
認可外保育施設		認可外保育施設のうち、県・市町村が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている施設
特定地域型保育事業所		市町村の認可・確認を受けた「小規模保育事業所」、「家庭的保育事業所」、「事業所内保育事業所」、「居宅訪問型保育事業所」
実際上の過不足	教育ニーズに対する過不足	保育の必要性の認定を受けることが可能であるが、保護者の希望により幼稚園の利用を希望する場合、幼稚園での預かり保育で対応が可能なため、2号認定子どものうち教育利用希望の子どもが幼稚園を利用する場合の1号認定の確保方策の過不足。
	保育ニーズに対する過不足	上記により、教育利用希望の子どもが幼稚園を利用する場合の2号認定の確保方策の過不足